

Ⅱ 印西市中高層建築物等指導要綱

平成22年8月25日

(告示第172号)

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物又は工作物（以下「中高層建築物等」という。）の建築又は築造に際し、市が建築主又は築造主に対し、周辺住民との紛争防止等のための必要な手続きを定めることにより、良好な生活環境の保持に寄与することを目的とする。

(適用対象)

第2条 この要綱の適用対象となる中高層建築物等は下表のとおりとする。

地域・区域	対象建築物等
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	地上3階以上の建築物 軒の高さが7mを超える建築物
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物
近隣商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	高さが15mを超える建築物
商業地域	高さが20mを超える建築物
市街化調整区域	高さが15mを超える建築物
市全域	工作物確認申請を必要とする工作物のうち 高さが15mを超えるもの

(周辺住民等に対する説明)

第3条 建築主又は築造主は、前条で定める中高層建築物等を建築又は築造しようとする時は、あらかじめ関係法令等に基づく手続きを行う前に、建築又は築造しようとする区域内において周辺住民から見やすい場所に標識板（別記1）を設置するとともに、次に掲げる者に対して事業計画を説明し理解を得るよう努めなければならない。

(1) 建築物については、冬至における9時から15時まで、建築物の日影を受ける敷地に居住する者

(2) 工作物については、築造予定地の境界から水平距離で築造する工作物の高さの2倍の範囲以内の土地及び建物に関する権利を有する者、居住する者、自治会等の代表者

(報告)

第4条 建築主又は築造主は、第3条に基づく周辺住民等に対する説明の経過及び結果について、書面（別記2）により市長に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成22年12月1日から施行する。

(別記1)

印西市中高層建築物等指導要綱標識板			
中高層建築物 等の名称			
場所	印西市		
規模		高さ	m
建築主 又は 建築主	住所		
	氏名	電話	
設計者	住所		
	氏名	電話	
施工者	住所		
	氏名	電話	
工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
標識板の 設置年月日	平成 年 月 日		
問い合わせ先	住所		
	氏名	電話	

※標識板の大きさは、横60cm以上、縦80cm以上とする。

(別記2)

報 告 書

平成 年 月 日

印西市長 様

(建築主又は築造主)

住 所

氏 名

印

電 話 ()

※法人にあっては主な事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

印西市中高層建築物等指導要綱第4条に基づき、次のとおり報告します。

建築物等の名称			
場 所	印西市		
規 模		高さ	m
施 工 者	住所		
	氏名	電話 ()	
説 明 者	住所		
	氏名	電話 ()	
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
説明の方法等	説明の期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日)		
	説明対象人数 人 個別説明 人		
	説明町内会		
	説明会の場所() 説明会の開催(回)		
説 明 結 果	意見等	説明・回答	

※添付するものに☒

☐委任状 ☐位置図 ☐配置図 ☐公図写し(地権者等を示すこと) ☐標識板設置写真

☐建築物等の平面図・立面図 ☐周辺住民への説明範囲図・一覧 ☐周辺住民への説明資料